

令和元年度「伏見稲荷大社周辺の住みよいまちづくり会議」

次 第

日 時：令和元年10月29日（火）

15：30～17：30

場 所：深草支所4階第3会議室

1 開 会

山本深草担当区長挨拶

白須座長挨拶

2 議 事

（1）伏見稲荷大社周辺の現状と課題

（2）対策の方向性と今年度中に取り組む具体的な内容

○「ゴミ・環境問題」に対する取組

○「交通混雑」の対策及び「観光分散化」に向けた取組

○持続的に発展する「住みよいまち」を目指した取組

・地元協議会の立ち上げに向けて

・地元協議会による「まちづくり宣言」（草案）

3 意見交換

4 その他

5 閉 会

配布資料

資料1 委員名簿及び出席者名簿

資料2 伏見稲荷大社周辺の住みよいまちづくり会議開催要綱

資料3 伏見稲荷大社周辺の住みよいまちづくり会議＜中間まとめ＞

参考資料 伏見稲荷大社周辺図

「伏見稲荷大社周辺の住みよいまちづくり会議」
委員名簿及び出席者名簿

(敬称略)

	所属・役職	氏名	出欠
1	龍谷大学 政策学部 教授	白須 正 ●	○
2	稲荷学区社会福祉協議会 会長	林 和宏	○
3	稲荷学区市政協力委員連絡協議会 会長	山田 洋一	○
4	稲荷学区交通安全推進委員会 会長	尾崎 元	○
5	稲荷学区保健協議会 会長	北野 信義	○
6	稲荷自主防犯安心安全まちづくり協議会 会長	清水 敏邦	○
7	砂川学区自治連合会/砂川学区市政協力委員連絡協議会/砂川学区安心・安全ネットワーク推進協議会 会長	土田 勝雄 ○	○
8	砂川学区交通安全推進委員会 会長	小野 泰	○
9	砂川学区保健協議会 会長	小川 正雄	欠
10	稲栄会 副会長	中澤 秀仁	欠
11	稲栄会	南 了仁	○
12	稲荷繁栄会 会長	久安 康雄	○
13	稲荷繁栄会	南部 和久	○
14	伏見稲荷大社 管理課長	井上 了	○
15	伏見稲荷大社 管理課 課員	伊藤 晋	○
16	龍谷大学 総務部課長	伊井 明	○
17	龍谷大学 学生部課長	山川 正司	欠
18	京阪電気鉄道株式会社 経営企画部 課長	井本 功男	○
19	西日本旅客鉄道株式会社 京都支社安全推進室 室長	武田 照幸(代)伊原浩徳	代
20	西日本旅客鉄道株式会社 京都支社地域共生室 室長	野口 明 (代)辻本耕一郎	代
21	京都市交通局 自動車部 運輸課 担当課長	依田 智明	○
22	京都府 伏見警察署 生活安全課長	池野 喜彦	○
23	京都府 伏見警察署 交通課長	松田 直樹	○
24	京都市 環境政策局 循環型社会推進部 まち美化推進課 生活環境・美化推進担当課長	山本 真人	○
25	京都市 伏見まち美化事務所長	山本 孝 (代)梅井政善	代
26	京都市 産業観光局 観光M I C E推進室 観光戦略課長	西松 卓哉	○
27	京都市観光協会 国際誘客推進部 担当部長	水上 大嗣	○
28	京都市 都市計画局 歩くまち京都推進室 企画課長	谷口 淳	○
29	京都市 伏見土木事務所長	秋丸 隆之	○
30	京都市 伏見区深草担当区長	山本 ひとみ	○
31	京都市 伏見区深草支所 地域力推進室長	上原 智子	○

●座長 ○副座長

伏見稲荷大社周辺の住みよいまちづくり会議開催要綱

(趣旨)

第1条 伏見稲荷大社周辺地域において国内外からの観光客の急増等に伴い生じている、様々な課題の解決に向けて、学識経験者や関係団体、地域住民等が幅広く意見交換を行うとともに、互いに連携して解決策を検討することを目的として、「伏見稲荷大社周辺の住みよいまちづくり会議」(以下「まちづくり会議」という。)を開催する。

(委員)

第2条 まちづくり会議に参加する委員は、学識経験のある者その他深草担当区長(以下「区長」という。)が適当と認める者のうちから、区長が依頼する。

2 前項の規定により依頼する委員の人数は、35人以内とする。

(任期)

第3条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

(座長の指名等)

第4条 区長は、委員のうちからまちづくり会議の座長を指名する。

2 座長はまちづくり会議の進行を司る。

3 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する副座長がその職務を代理する。

(部会)

第5条 まちづくり会議には、必要に応じて課題別・分野別等の部会を置くことができる。

2 部会の委員は、まちづくり会議に参加する委員のうちから、区長が依頼する。

3 部会の部会長及び副部会長は、まちづくり会議の座長及び副座長が兼ねる。

4 部会の部会長は、部会の進行を司る。

(招集等)

第6条 まちづくり会議及び部会は、区長が招集する。

2 区長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、まちづくり会議の開催に関し必要な事項は、区長が定める。

(事務局)

第8条 まちづくり会議の事務局を、伏見区役所深草支所地域力推進室に置く。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成31年3月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

